

改正案

別紙様式第 2 号（第21条第 1 項関係）

第 期（ 年 月 日現在）貸借対照表
(略)

科 目	金 額	科 目	金 額
(略)		(略)	
先 物 取 引 差 入 証 拠 金		売 付 債 券	
先 物 取 引 差 金 勘 定		金 融 派 生 商 品	
保 管 有 価 証 券 等		<u>リ ー ス 債 務</u>	
金 融 派 生 商 品		<u>資 産 除 去 債 務</u>	
そ の 他 の 資 産		そ の 他 の 負 債	
有 形 固 定 資 産		代 理 業 務 勘 定	
(略)		(略)	

(記載上の注意)

1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1)～(3) (略)

(4) 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項（簡便な計算により算出した時価に代わる金額について開示を行う場合には、その旨及び算定方法についても記載すること。）

(5) 賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項

(6) 持分法損益等に関する財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 8 条の 9 に規定する事項

(7)～(25) (略)

2. ～ 6. (略)

7. 当事業年度において、吸収合併対象財産の全部に、吸収合併(法第62条の 3 に規定する吸収合併をいう。以下同じ。)により消滅する金融機関における当該吸収合併直前の帳簿価額を付す吸収合併が行われた場合には、次に掲げる事項を注記すること（新設合併（法第62条の 4 に規定する新設合併をいう。以下同じ。）の場合についても同様に扱うものとする。）。

(1) 当該吸収合併直前における当該吸収合併に係る吸収合併消滅金庫（法第62条の 3 に規定する吸収合併消滅金庫をいう。以下同じ。）の名称、吸収合併の目的、吸収合併日及び吸収合併である旨並びに当該吸収合併後の吸収合併存続金庫（法第62条の 3 に規定する吸収合併存続金庫をいう。以下同じ。）の名称

(2) 合併比率及びその算定方法並びに出資 1 口当たりの金額

(3) 吸収合併消滅金庫から引き継いだ資産、負債及び純資産の額並びに主な内訳並びにこれら

現行

別紙様式第 2 号（第21条第 1 項関係）

第 期（ 年 月 日現在）貸借対照表
(略)

科 目	金 額	科 目	金 額
(略)		(略)	
先 物 取 引 差 入 証 拠 金		売 付 債 券	
先 物 取 引 差 金 勘 定		金 融 派 生 商 品	
保 管 有 価 証 券 等		<u>リ ー ス 債 務</u>	
金 融 派 生 商 品		(新 設)	
そ の 他 の 資 産		そ の 他 の 負 債	
有 形 固 定 資 産		代 理 業 務 勘 定	
(略)		(略)	

(記載上の注意)

1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1)～(3) (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(4)～(22) (略)

2. ～ 6. (略)

(新設)

<u>について帳簿価額で評価している旨</u> <u>(4) 会計処理方法を統一している旨。なお、複数の会計処理方法を同一の事業年度に統一できない場合には、その旨及びその理由</u> <u>8. 当事業年度において、吸収合併対象財産の全部に、対価として交付する現金等の時価を付す吸収合併が行われた場合には、次に掲げる事項を注記すること（新設合併の場合についても同様に扱うものとする。）。</u> <u>(1) 当該吸収合併直前における当該吸収合併に係る吸収合併消滅金庫の名称、吸収合併の目的、吸収合併日及び吸収合併である旨並びに当該吸収合併後の吸収合併存続金庫の名称並びに吸収合併存続金庫を決定するに至った主な根拠</u> <u>(2) 合併比率及びその算定方法並びに出資1口当たりの金額</u> <u>(3) 発生したのれんの金額、発生原因、償却の方法及び償却期間</u> <u>(4) 吸収合併日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳並びにこれらについて時価で評価している旨及び当該吸収合併について吸収合併対象財産の全部を対価として交付する現金等の時価を付す吸収合併と判定した理由</u> <u>(5) 吸収合併契約において、当該吸収合併契約締結後の将来の事象又は取引の結果により当該吸収合併の対価として、現金等を追加的に交付し又は引き渡す旨を規定している場合には、その旨及び内容並びに当該事業年度以降の会計処理の方針</u> <u>(6) 取得原価の配分が完了していない場合には、その旨及びその理由並びに吸収合併が行われた事業年度の翌事業年度以降において取得原価の当初配分額に重要な修正がなされた場合には、その修正の内容及び金額</u> <u>9. （略）</u>	（新設） <u>7. （略）</u>
--	----------------------------------

改正案	現行
別紙様式第 3 号（第21条第 1 項関係） 第 期 年 月 日から 年 月 日まで 損益計算書 (略) (記載上の注意) 1. ～ 8. (略) 9. 当事業年度において、吸収合併対象財産の全部に、吸収合併(法第62条の 3 に規定する吸収合併をいう。以下同じ。)により消滅する金融機関における当該吸収合併直前の帳簿価額を付す吸収合併が行われた場合には、次に掲げる事項を注記すること（新設合併（法第62条の 4 に規定する新設合併をいう。以下同じ。）の場合についても同様に扱うものとする。）。 (1) 計算書類に含まれる吸収合併消滅金庫（法第62条の 3 に規定する吸収合併消滅金庫をいう。以下同じ。）の業績の期間 (2) 当該吸収合併に要した支出額及びその科目名 10. 当事業年度において、吸収合併対象財産の全部に、対価として交付する現金等の時価を付す吸収合併が行われた場合には、次に掲げる事項を注記すること（新設合併の場合についても同様に扱うものとする。）。 (1) 計算書類に含まれる吸収合併消滅金庫の業績の期間 (2) 吸収合併消滅金庫の取得原価及びその内訳 (3) 負ののれん発生益の金額及び発生原因 11. (略)	別紙様式第 3 号（第21条第 1 項関係） 第 期 年 月 日から 年 月 日まで 損益計算書 (略) (記載上の注意) 1. ～ 8. (略) (新設) (新設) 9. (略)

改正案				現行			
別紙様式第 6 号（第21条第 1 項関係）				別紙様式第 6 号（第21条第 1 項関係）			
第 期（ 年 月 日現在）貸借対照表 （略）				第 期（ 年 月 日現在）貸借対照表 （略）			
科 目		金 額	科 目	金 額	科 目		金 額
（ 略 ）			（ 略 ）		（ 略 ）		
前 払 費 用			売 付 債 券		売 付 債 券		
未 収 収 益			金 融 派 生 商 品		金 融 派 生 商 品		
先 物 取 引 差 入 証 拠 金			リ ー ス 債 務		リ ー ス 債 務		
先 物 取 引 差 金 勘 定			資 産 除 去 債 務		（ 新 設 ）		
保 管 有 価 証 券 等			そ の 他 の 負 債		そ の 他 の 負 債		
（ 略 ）			代 理 業 務 勘 定		代 理 業 務 勘 定		
			（ 略 ）		（ 略 ）		
（記載上の注意）				（記載上の注意）			
1．次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。				1．次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。			
(1)～(3) （略）				(1)～(3) （略）			
(4) 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項				(新設)			
(5) 賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項				(新設)			
(6) 持分法損益等に関する財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 8 条の 9 に規定する事項				(新設)			
(7)～(25) （略）				(4)～(22) （略）			
2．～ 6．（略）				2．～ 6．（略）			
7．当事業年度において、吸収合併対象財産の全部に、吸収合併(法第62条の 3 に規定する吸収合併をいう。以下同じ。)により消滅する金融機関における当該吸収合併直前の帳簿価額を付す吸収合併が行われた場合には、次に掲げる事項を注記すること（新設合併（法第62条の 4 に規定する新設合併をいう。以下同じ。）の場合についても同様に扱うものとする。）。				(新設)			
(1) 当該吸収合併直前における当該吸収合併に係る吸収合併消滅金庫（法第62条の 3 に規定する吸収合併消滅金庫をいう。以下同じ。）の名称、吸収合併の目的、吸収合併日及び吸収合併である旨並びに当該吸収合併後の吸収合併存続金庫（法第62条の 3 に規定する吸収合併存続金庫をいう。以下同じ。）の名称							
(2) 合併比率及びその算定方法並びに出資 1 口当たりの金額							
(3) 吸収合併消滅金庫から引き継いだ資産、負債及び純資産の額並びに主な内訳並びにこれらについて帳簿価額で評価している旨							
(4) 会計処理方法を統一している旨。なお、複数の会計処理方法を同一の事業年度に統一でき							

<u>ない場合には、その旨及びその理由</u> <u>8. 当事業年度において、吸収合併対象財産の全部に、対価として交付する現金等の時価を付す吸収合併が行われた場合には、次に掲げる事項を注記すること（新設合併の場合についても同様に扱うものとする。）。</u> <u>(1) 当該吸収合併直前における当該吸収合併に係る吸収合併消滅金庫の名称、吸収合併の目的、吸収合併日及び吸収合併である旨並びに当該吸収合併後の吸収合併存続金庫の名称並びに吸収合併存続金庫を決定するに至った主な根拠</u> <u>(2) 合併比率及びその算定方法並びに出資 1 口当たりの金額</u> <u>(3) 発生したのれんの金額、発生原因、償却の方法及び償却期間</u> <u>(4) 吸収合併日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳並びにこれらについて時価で評価している旨及び当該吸収合併について吸収合併対象財産の全部を対価として交付する現金等の時価を付す吸収合併と判定した理由</u> <u>(5) 吸収合併契約において、当該吸収合併契約締結後の将来の事象又は取引の結果により当該吸収合併の対価として、現金等を追加的に交付し又は引き渡す旨を規定している場合には、その旨及び内容並びに当該事業年度以降の会計処理の方針</u> <u>(6) 取得原価の配分が完了していない場合には、その旨及びその理由並びに吸収合併が行われた事業年度の翌事業年度以降において取得原価の当初配分額に重要な修正がなされた場合には、その修正の内容及び金額</u> <u>9. （略）</u>	（新設） <u>7. （略）</u>
---	----------------------------------

改正案	現行
別紙様式第 7 号（第21条第 1 項関係） 第 期 年 月 日から 年 月 日まで 損益計算書 (略) (記載上の注意) 1. ～ 8. (略) 9. 当事業年度において、吸収合併対象財産の全部に、吸収合併(法第62条の 3 に規定する吸収合併をいう。以下同じ。)により消滅する金融機関における当該吸収合併直前の帳簿価額を付す吸収合併が行われた場合には、次に掲げる事項を注記すること（新設合併（法第62条の 4 に規定する新設合併をいう。以下同じ。）の場合についても同様に扱うものとする。）。 (1) 計算書類に含まれる吸収合併消滅金庫（法第62条の 3 に規定する吸収合併消滅金庫をいう。以下同じ。）の業績の期間 (2) 当該吸収合併に要した支出額及びその科目名 10. 当事業年度において、吸収合併対象財産の全部に、対価として交付する現金等の時価を付す吸収合併が行われた場合には、次に掲げる事項を注記すること（新設合併の場合についても同様に扱うものとする。）。 (1) 計算書類に含まれる吸収合併消滅金庫の業績の期間 (2) 吸収合併消滅金庫の取得原価及びその内訳 (3) 負ののれん発生益の金額及び発生原因 11. (略)	別紙様式第 7 号（第21条第 1 項関係） 第 期 年 月 日から 年 月 日まで 損益計算書 (略) (記載上の注意) 1. ～ 8. (略) (新設) (新設) 9. (略)

改正案

別紙様式第 9 号（第113条第 1 項関係）

(日本工業規格 A 4)

(略)

第 1 事業概況書

第 期（年 月 日から年 月 日まで）

1. ～ 6. (略)

7. 商品有価証券

種類	額面金額	取得原価	当期末残高	当期末手元 現在高
商 品 国 債	千円	千円	千円	千円
長 期 利 付 国 債				
中 期 利 付 国 債				
割 引 国 債				
国 庫 短 期 証 券				
そ の 他				
商 品 地 方 債				
商 品 政 府 保 証 債				
その他の商品有価証券				
合 計				

8. ～ 14. (略)

15. 単体自己資本比率

当期末現在

信用リスク・アセット算出手法	

項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末
(略)			(略)		
一 般 貸 倒 引 当 金			オペレーショナル・ リスク相当額を 8 % で除して得た額		
内部格付手法採用金 庫において、適格引 当金が期待損失額を 上回る額			信用リスク・アセッ ト調整額		
			オペレーショナル・ リスク相当額調整額		
負債性資本調達手段 等			リスク・アセット等 計(F)		
負債性資本調達 手段					
期限付劣後債務 及び期限付優先 出資					
補完的項目不算入額	△	△	Tier 1 比率(A／F)	%	%
補 完 的 項 目 (B)			自己資本比率(E／F)	%	%

現行

別紙様式第 9 号（第113条第 1 項関係）

(日本工業規格 A 4)

(略)

第 1 事業概況書

第 期（年 月 日から年 月 日まで）

1. ～ 6. (略)

7. 商品有価証券

種類	額面金額	取得原価	当期末残高	当期末手元 現在高
商 品 国 債	千円	千円	千円	千円
長 期 利 付 国 債				
中 期 利 付 国 債				
割 引 国 債				
政 府 短 期 証 券				
そ の 他				
商 品 地 方 債				
商 品 政 府 保 証 債				
その他の商品有価証券				
合 計				

8. ～ 14. (略)

15. 単体自己資本比率

当期末現在

信用リスク・アセット算出手法	

項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末
(略)			(略)		
一 般 貸 倒 引 当 金			オペレーショナル・ リスク相当額を 8 % で除して得た額		
内部格付手法採用金 庫において、適格引 当金が期待損失額を 上回る額			旧所要自己資本の額 に告示に定める率を 乗じて得た額が新所 要自己資本の額を上 回る額に25.0を乗じ て得た額		
負債性資本調達手段 等			リスク・アセット等 計(F)		
負債性資本調達 手段					
期限付劣後債務 及び期限付優先 出資					
補完的項目不算入額	△	△	Tier 1 比率(A／F)	%	%
補 完 的 項 目 (B)			自己資本比率(E／F)	%	%

(略)

第2 貸 借 対 照 表

第 期 末 年 月 日 現在 (労働金庫名)

科 目	金 額	科 目	金 額
(略)		(略)	
先物取引差入証拠金		売 付 債 券	
先物取引差金勘定		金 融 派 生 商 品	
保管有価証券等		<u>リ ー ス 債 務</u>	
金 融 派 生 商 品		<u>資 産 除 去 債 務</u>	
そ の 他 の 資 産		そ の 他 の 負 債	
(略)		代 理 業 務 勘 定	
		(略)	

(記載上の注意)

1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1)~(3) (略)

(4) 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項（簡便な計算により算出した時価に代わる金額について開示を行う場合には、その旨及び算定方法についても記載すること。ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

(5) 賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

(6) 持分法損益等に関する財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の9に規定する事項

(7) ~ (25) (略)

2. ~ 6. (略)

7. 当事業年度において、吸収合併対象財産の全部に、吸収合併(法第62条の3に規定する吸収合併をいう。以下同じ。)により消滅する金融機関における当該吸収合併直前の帳簿価額を付す吸収合併が行われた場合には、次に掲げる事項を注記すること(新設合併(法第62条の4に規定する新設合併をいう。以下同じ。)の場合についても同様に扱うものとする。))。

(1) 当該吸収合併直前における当該吸収合併に係る吸収合併消滅金庫（法第62条の3に規定する吸収合併消滅金庫をいう。以下同じ。）の名称、吸収合併の目的、吸収合併日及び吸収合併である旨並びに当該吸収合併後の吸収合併存続金庫（法第62条の3に規定する吸収合併存続金庫をいう。以下同じ。）の名称

(2) 合併比率及びその算定方法並びに出資 1 口当たりの金額

(3) 吸収合併消滅金庫から引き継いだ資産、負債及び純資産の額並びに主な内訳並びにこれらについて帳簿価額で評価している旨

(4) 会計処理方法を統一している旨。なお、複数の会計処理方法を同一の事業年度に統一できない場合には、その旨及びその理由

8. 当事業年度において、吸収合併対象財産の全部に、対価として交付する現金等の時価を付す
吸収合併が行われた場合には、次に掲げる事項を注記すること（新設合併の場合についても同
様に取り扱うものとする。）。

(略)

第2 貸 借 対 照 表

第 期 末 年 月 日 現在 (労働金庫名)

科 目	金 額	科 目	金 額
(略)		(略)	
先物取引差入証拠金		売 付 債 券	
先物取引差金勘定		金 融 派 生 商 品	
保管有価証券等		<u>リ ー ス 債 務</u>	
金 融 派 生 商 品		(新 設)	
そ の 他 の 資 産		そ の 他 の 負 債	
(略)		代 理 業 務 勘 定	
		(略)	

(記載上の注意)

1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1)~(3) (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(4) ~ (22) (略)

2. ~ 6. (略)

(新設)

(新設)

(1) <u>当該吸収合併直前における当該吸収合併に係る吸収合併消滅金庫の名称、吸収合併の目的、吸収合併日及び吸収合併である旨並びに当該吸収合併後の吸収合併存続金庫の名称並びに吸収合併存続金庫を決定するに至った主な根拠</u> (2) <u>合併比率及びその算定方法並びに出資1口当たりの金額</u> (3) <u>発生したのれんの金額、発生原因、償却の方法及び償却期間</u> (4) <u>吸収合併日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳並びにこれらについて時価で評価している旨及び当該吸収合併について吸収合併対象財産の全部を対価として交付する現金等の時価を付す吸収合併と判定した理由</u> (5) <u>吸収合併契約において、当該吸収合併契約締結後の将来の事象又は取引の結果により当該吸収合併の対価として、現金等を追加的に交付し又は引き渡す旨を規定している場合には、その旨及び内容並びに当該事業年度以降の会計処理の方針</u> (6) <u>取得原価の配分が完了していない場合には、その旨及びその理由並びに吸収合併が行われた事業年度の翌事業年度以降において取得原価の当初配分額に重要な修正がなされた場合には、その修正の内容及び金額</u> 9. (略) 第3 損 益 計 算 書 (略) (記載上の注意) 1. ～ 8. (略) 9. <u>当事業年度において、吸収合併対象財産の全部に、吸収合併により消滅する金融機関における当該吸収合併直前の帳簿価額を付す吸収合併が行われた場合には、次に掲げる事項を注記すること（新設合併の場合についても同様に扱うものとする。）。</u> (1) <u>計算書類に含まれる吸収合併消滅金庫の業績の期間</u> (2) <u>当該吸収合併に要した支出額及びその科目名</u> 10. <u>当事業年度において、吸収合併対象財産の全部に、対価として交付する現金等の時価を付す吸収合併が行われた場合には、次に掲げる事項を注記すること（新設合併の場合についても同様に扱うものとする。）。</u> (1) <u>計算書類に含まれる吸収合併消滅金庫の業績の期間</u> (2) <u>吸収合併消滅金庫の取得原価及びその内訳</u> (3) <u>負ののれん発生益の金額及び発生原因</u> 11. (略) (以下略)	7. (略) 第3 損 益 計 算 書 (略) (記載上の注意) 1. ～ 8. (略) (新設) (新設) 9. (略) (以下略)
---	--

改正案	現行																																																																																																																																												
別紙様式第 9 号の 2 （第113条第 2 項関係）	別紙様式第 9 号の 2 （第113条第 2 項関係）																																																																																																																																												
(日本工業規格 A 4)	(日本工業規格 A 4)																																																																																																																																												
(略)	(略)																																																																																																																																												
第 1 [年 月 日から 年 月 日まで] 事業概況書	第 1 [年 月 日から 年 月 日まで] 事業概況書																																																																																																																																												
1 . ・ 2 . (略)	1 . ・ 2 . (略)																																																																																																																																												
3 . 連結自己資本比率の状況	3 . 連結自己資本比率の状況																																																																																																																																												
信用リスク・アセット算出手法	信用リスク・アセット算出手法																																																																																																																																												
<table><tr><td>項</td><td>目</td><td>前期末</td><td>当期末</td><td>項</td><td>目</td><td>前期末</td><td>当期末</td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td><td></td><td></td><td colspan="2">(略)</td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">一 般 貸 倒 引 当 金</td><td></td><td></td><td colspan="2">オペレーショナル・リスク相当額を 8 % で除して得た額</td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2" rowspan="2">内部格付手法採用金庫において、適格引当金が期待損失額を上回る額</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td colspan="2">信用リスク・アセット調整額</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td></tr><tr><td colspan="2">オペレーショナル・リスク相当額調整額</td></tr><tr><td colspan="2">負債性資本調達手段等</td><td></td><td></td><td colspan="2">リスク・アセット等計(F)</td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">負債性資本調達手段</td><td></td><td></td><td colspan="2" rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td></tr><tr><td colspan="2">期限付劣後債務及び期限付優先出資</td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">補完的項目不算入額</td><td>△</td><td>△</td><td colspan="2">Tier 1 比率(A／F)</td><td>%</td><td>%</td></tr><tr><td colspan="2">補 完 的 項 目 （ B ）</td><td></td><td></td><td colspan="2">自 己 資 本 比 率 (E／F)</td><td>%</td><td>%</td></tr></table>	項	目	前期末	当期末	項	目	前期末	当期末	(略)				(略)				一 般 貸 倒 引 当 金				オペレーショナル・リスク相当額を 8 % で除して得た額				内部格付手法採用金庫において、適格引当金が期待損失額を上回る額				信用リスク・アセット調整額				オペレーショナル・リスク相当額調整額		負債性資本調達手段等				リスク・アセット等計(F)				負債性資本調達手段								期限付劣後債務及び期限付優先出資				補完的項目不算入額		△	△	Tier 1 比率(A／F)		%	%	補 完 的 項 目 （ B ）				自 己 資 本 比 率 (E／F)		%	%	<table><tr><td>項</td><td>目</td><td>前期末</td><td>当期末</td><td>項</td><td>目</td><td>前期末</td><td>当期末</td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td><td></td><td></td><td colspan="2">(略)</td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">一 般 貸 倒 引 当 金</td><td></td><td></td><td colspan="2">オペレーショナル・リスク相当額を 8 % で除して得た額</td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2" rowspan="2">内部格付手法採用金庫において、適格引当金が期待損失額を上回る額</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td colspan="2">旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に25.0を乗じて得た額</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td></tr><tr><td colspan="2"></td></tr><tr><td colspan="2">負債性資本調達手段等</td><td></td><td></td><td colspan="2">リスク・アセット等計(F)</td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">負債性資本調達手段</td><td></td><td></td><td colspan="2" rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td></tr><tr><td colspan="2">期限付劣後債務及び期限付優先出資</td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">補完的項目不算入額</td><td>△</td><td>△</td><td colspan="2">Tier 1 比率(A／F)</td><td>%</td><td>%</td></tr><tr><td colspan="2">補 完 的 項 目 （ B ）</td><td></td><td></td><td colspan="2">自 己 資 本 比 率 (E／F)</td><td>%</td><td>%</td></tr></table>	項	目	前期末	当期末	項	目	前期末	当期末	(略)				(略)				一 般 貸 倒 引 当 金				オペレーショナル・リスク相当額を 8 % で除して得た額				内部格付手法採用金庫において、適格引当金が期待損失額を上回る額				旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に25.0を乗じて得た額						負債性資本調達手段等				リスク・アセット等計(F)				負債性資本調達手段								期限付劣後債務及び期限付優先出資				補完的項目不算入額		△	△	Tier 1 比率(A／F)		%	%	補 完 的 項 目 （ B ）				自 己 資 本 比 率 (E／F)		%	%
項	目	前期末	当期末	項	目	前期末	当期末																																																																																																																																						
(略)				(略)																																																																																																																																									
一 般 貸 倒 引 当 金				オペレーショナル・リスク相当額を 8 % で除して得た額																																																																																																																																									
内部格付手法採用金庫において、適格引当金が期待損失額を上回る額				信用リスク・アセット調整額																																																																																																																																									
				オペレーショナル・リスク相当額調整額																																																																																																																																									
負債性資本調達手段等				リスク・アセット等計(F)																																																																																																																																									
負債性資本調達手段																																																																																																																																													
期限付劣後債務及び期限付優先出資																																																																																																																																													
補完的項目不算入額		△	△	Tier 1 比率(A／F)		%	%																																																																																																																																						
補 完 的 項 目 （ B ）				自 己 資 本 比 率 (E／F)		%	%																																																																																																																																						
項	目	前期末	当期末	項	目	前期末	当期末																																																																																																																																						
(略)				(略)																																																																																																																																									
一 般 貸 倒 引 当 金				オペレーショナル・リスク相当額を 8 % で除して得た額																																																																																																																																									
内部格付手法採用金庫において、適格引当金が期待損失額を上回る額				旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に25.0を乗じて得た額																																																																																																																																									
負債性資本調達手段等				リスク・アセット等計(F)																																																																																																																																									
負債性資本調達手段																																																																																																																																													
期限付劣後債務及び期限付優先出資																																																																																																																																													
補完的項目不算入額		△	△	Tier 1 比率(A／F)		%	%																																																																																																																																						
補 完 的 項 目 （ B ）				自 己 資 本 比 率 (E／F)		%	%																																																																																																																																						
(略)	(略)																																																																																																																																												
第 2 連結財務諸表	第 2 連結財務諸表																																																																																																																																												
1 . (略)	1 . (略)																																																																																																																																												
2 . (年 月 日現在) 連結貸借対照表	2 . (年 月 日現在) 連結貸借対照表																																																																																																																																												
(略)	(略)																																																																																																																																												
(記載上の注意)	(記載上の注意)																																																																																																																																												

1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 (1)～(3) (略) <u>(4) 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項(簡便な計算により算出した時価に代わる金額について開示を行う場合には、その旨及び算定方法についても記載すること。)</u> <u>(5) 賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項</u> <u>(6)～(20) (略)</u> 2.～5. (略) <u>6. 当事業年度において、吸収合併対象財産の全部に、吸収合併(法第62条の3に規定する吸収合併をいう。以下同じ。)により消滅する金融機関における当該吸収合併直前の帳簿価額を付す吸収合併が行われた場合には、次に掲げる事項を注記すること(新設合併(法第62条の4に規定する新設合併をいう。以下同じ。)の場合についても同様に扱うものとする。)</u> <u>(1) 当該吸収合併直前における当該吸収合併に係る吸収合併消滅金庫(法第62条の3に規定する吸収合併消滅金庫をいう。以下同じ。)の名称、吸収合併の目的、吸収合併日及び吸収合併である旨並びに当該吸収合併後の吸収合併存続金庫(法第62条の3に規定する吸収合併存続金庫をいう。以下同じ。)の名称</u> <u>(2) 合併比率及びその算定方法並びに出資1口当たりの金額</u> <u>(3) 吸収合併消滅金庫から引き継いだ資産、負債及び純資産の額並びに主な内訳並びにこれらについて帳簿価額で評価している旨</u> <u>(4) 会計処理方法を統一している旨。なお、複数の会計処理方法を同一の事業年度に統一できない場合には、その旨及びその理由</u> <u>7. 当事業年度において、吸収合併対象財産の全部に、対価として交付する現金等の時価を付す吸収合併が行われた場合には、次に掲げる事項を注記すること(新設合併の場合についても同様に扱うものとする。)</u> <u>(1) 当該吸収合併直前における当該吸収合併に係る吸収合併消滅金庫の名称、吸収合併の目的、吸収合併日及び吸収合併である旨並びに当該吸収合併後の吸収合併存続金庫の名称並びに吸収合併存続金庫を決定するに至った主な根拠</u> <u>(2) 合併比率及びその算定方法並びに出資1口当たりの金額</u> <u>(3) 発生したのれんの金額、発生原因、償却の方法及び償却期間</u> <u>(4) 吸収合併日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳並びにこれらについて時価で評価している旨及び当該吸収合併について吸収合併対象財産の全部を対価として交付する現金等の時価を付す吸収合併と判定した理由</u> <u>(5) 吸収合併契約において、当該吸収合併契約締結後の将来の事象又は取引の結果により当該吸収合併の対価として、現金等を追加的に交付し又は引き渡す旨を規定している場合には、その</u>	1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 (1)～(3) (略) (新設) (新設) <u>(4)～(18) (略)</u> 2.～5. (略) (新設) (新設)
--	--

旨及び内容並びに当該事業年度以降の会計処理の方針

(6) 取得原価の配分が完了していない場合には、その旨及びその理由並びに吸収合併が行われた事業年度の翌事業年度以降において取得原価の当初配分額に重要な修正がなされた場合には、その修正の内容及び金額

3. 〔 年 月 日から〕 連結損益計算書
 〔 年 月 日まで〕

(略)

(記載上の注意)

1. ～ 4. (略)

5. 当事業年度において、吸収合併対象財産の全部に、吸収合併により消滅する金融機関における当該吸収合併直前の帳簿価額を付す吸収合併が行われた場合には、次に掲げる事項を注記すること（新設合併の場合についても同様に取扱うものとする。）。

(1) 計算書類に含まれる吸収合併消滅金庫の業績の期間

(2) 当該吸収合併に要した支出額及びその科目名

6. 当事業年度において、吸収合併対象財産の全部に、対価として交付する現金等の時価を付す吸収合併が行われた場合には、次に掲げる事項を注記すること（新設合併の場合についても同様に取扱うものとする。）。

(1) 計算書類に含まれる吸収合併消滅金庫の業績の期間

(2) 吸収合併消滅金庫の取得原価及びその内訳

(3) 負ののれん発生益の金額及び発生原因

7. (略)

(以下略)

3. 〔 年 月 日から〕 連結損益計算書
 年 月 日まで〕

(略)

(記載上の注意)

1. ～ 4. (略)

(新設)

(新設)

5. (略)

(以下略)

改正案					現行						
別紙様式第10号（第113条第 1 項関係）					別紙様式第10号（第113条第 1 項関係）						
(日本工業規格 A 4)					(日本工業規格 A 4)						
(略)					(略)						
第 1 事 業 概 況 書					第 1 事 業 概 況 書						
第 期 (年 月 日から 年 月 日まで)					第 期 (年 月 日から 年 月 日まで)						
1. ～ 6. (略)					1. ～ 6. (略)						
7. 商品有価証券					7. 商品有価証券						
種類	額面金額	取得原価	当期末残高	当期末手元現在高	種類	額面金額	取得原価	当期末残高	当期末手元現在高		
商 品 国 債	百万円	百万円	百万円	百万円	商 品 国 債	百万円	百万円	百万円	百万円		
長 期 利 付 国 債					長 期 利 付 国 債						
中 期 利 付 国 債					中 期 利 付 国 債						
割 引 国 債					割 引 国 債						
国 庫 短 期 証 券					政 府 短 期 証 券						
そ の 他					そ の 他						
商 品 地 方 債					商 品 地 方 債						
商 品 政 府 保 証 債					商 品 政 府 保 証 債						
その他の商品有価証券					その他の商品有価証券						
合 計					合 計						
8. ～ 14. (略)					8. ～ 14. (略)						
15. 単体自己資本比率					15. 単体自己資本比率						
当期末現在					当期末現在						
信用リスク・アセット算出手法					信用リスク・アセット算出手法						
項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末
(略)			(略)			(略)			(略)		
一 般 貸 倒 引 当 金			(略)			一 般 貸 倒 引 当 金			(略)		
			オペレーショナル・リスク相当額を 8 % で除して得た額						オペレーショナル・リスク相当額を 8 % で除して得た額		
内部格付手法採用金庫において、適格引当金が期待損失額を上回る額			信用リスク・アセッ ト調整額			内部格付手法採用金庫において、適格引当金が期待損失額を上回る額			旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に25.0を乗じて得た額		
			オペレーショナル・リスク相当額調整額								
負債性資本調達手段等			リスク・アセット等計(F)			負債性資本調達手段等			リスク・アセット等計(F)		
			Tier 1 比率(A／F)	%	%				Tier 1 比率(A／F)	%	%

補完的項目不算入額	△	△			
			自己資本比率(E／F)	%	%
補 完 的 項 目 (B)					

(略)

第2 貸 借 対 照 表

第 期末 年 月 日現在 (労働金庫連合会名)

科 目	金 額	科 目	金 額
(略)		(略)	
前 払 費 用		売 付 債 券	
未 収 収 益		金 融 派 生 商 品	
先物取引差入証拠金		リ ー ス 債 務	
先物取引差金勘定		資 産 除 去 債 務	
保管有価証券等		そ の 他 の 負 債	
(略)		代 理 業 務 勘 定	
		(略)	

(記載上の注意)

1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1)～(3) (略)

(4) 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

(5) 賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

(6) 持分法損益等に関する財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の9に規定する事項

(7)～(25) (略)

2.～6. (略)

7. 当事業年度において、吸収合併対象財産の全部に、吸収合併(法第62条の3に規定する吸収合併をいう。以下同じ。)により消滅する金融機関における当該吸収合併直前の帳簿価額を付す吸収合併が行われた場合には、次に掲げる事項を注記すること（新設合併（法第62条の4に規定する新設合併をいう。以下同じ。）の場合についても同様に扱うものとする。）。

(1) 当該吸収合併直前における当該吸収合併に係る吸収合併消滅金庫（法第62条の3に規定する吸収合併消滅金庫をいう。以下同じ。）の名称、吸収合併の目的、吸収合併日及び吸収合併である旨並びに当該吸収合併後の吸収合併存続金庫（法第62条の3に規定する吸収合併存続金庫をいう。以下同じ。）の名称

(2) 合併比率及びその算定方法並びに出資1口当たりの金額

(3) 吸収合併消滅金庫から引き継いだ資産、負債及び純資産の額並びに主な内訳並びにこれらについて帳簿価額で評価している旨

(4) 会計処理方法を統一している旨。なお、複数の会計処理方法を同一の事業年度に統一できない場合には、その旨及びその理由

8. 当事業年度において、吸収合併対象財産の全部に、対価として交付する現金等の時価を付す

補完的項目不算入額	△	△			
			自己資本比率(E／F)	%	%
補 完 的 項 目 (B)					

(略)

第2 貸 借 対 照 表

第 期末 年 月 日現在 (労働金庫連合会名)

科 目	金 額	科 目	金 額
(略)		(略)	
前 払 費 用		売 付 債 券	
未 収 収 益		金 融 派 生 商 品	
先物取引差入証拠金		リ ー ス 債 務	
先物取引差金勘定		(新 設)	
保管有価証券等		そ の 他 の 負 債	
(略)		代 理 業 務 勘 定	
		(略)	

(記載上の注意)

1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1)～(3) (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(4)～(22) (略)

2.～6. (略)

(新設)

(新設)

吸収合併が行われた場合には、次に掲げる事項を注記すること（新設合併の場合についても同様に扱うものとする。）。 (1) <u>当該吸収合併直前における当該吸収合併に係る吸収合併消滅金庫の名称、吸収合併の目的、吸収合併日及び吸収合併である旨並びに当該吸収合併後の吸収合併存続金庫の名称並びに吸収合併存続金庫を決定するに至った主な根拠</u> (2) <u>合併比率及びその算定方法並びに出資 1 口当たりの金額</u> (3) <u>発生したのれんの金額、発生原因、償却の方法及び償却期間</u> (4) <u>吸収合併日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳並びにこれらについて時価で評価している旨及び当該吸収合併について吸収合併対象財産の全部を対価として交付する現金等の時価を付す吸収合併と判定した理由</u> (5) <u>吸収合併契約において、当該吸収合併契約締結後の将来の事象又は取引の結果により当該吸収合併の対価として、現金等を追加的に交付し又は引き渡す旨を規定している場合には、その旨及び内容並びに当該事業年度以降の会計処理の方針</u> (6) <u>取得原価の配分が完了していない場合には、その旨及びその理由並びに吸収合併が行われた事業年度の翌事業年度以降において取得原価の当初配分額に重要な修正がなされた場合には、その修正の内容及び金額</u> <u>9.（略）</u> <u>第 3 損 益 計 算 書</u> (略) (記載上の注意) 1. ～ 8. (略) <u>9. 当事業年度において、吸収合併対象財産の全部に、吸収合併により消滅する金融機関における当該吸収合併直前の帳簿価額を付す吸収合併が行われた場合には、次に掲げる事項を注記すること（新設合併の場合についても同様に扱うものとする。）。</u> (1) <u>計算書類に含まれる吸収合併消滅金庫の業績の期間</u> (2) <u>当該吸収合併に要した支出額及びその科目名</u> <u>10. 当事業年度において、吸収合併対象財産の全部に、対価として交付する現金等の時価を付す吸収合併が行われた場合には、次に掲げる事項を注記すること（新設合併の場合についても同様に扱うものとする。）。</u> (1) <u>計算書類に含まれる吸収合併消滅金庫の業績の期間</u> (2) <u>吸収合併消滅金庫の取得原価及びその内訳</u> (3) <u>負ののれん発生益の金額及び発生原因</u> <u>11.（略）</u> (以下略)	<u>7.（略）</u> <u>第 3 損 益 計 算 書</u> (略) (記載上の注意) 1. ～ 8. (略) (新設) (新設) <u>9.（略）</u> (以下略)
--	---

改正案						現行									
別紙様式第10号の2（第113条第2項関係）						別紙様式第10号の2（第113条第2項関係）									
(日本工業規格A4)						(日本工業規格A4)									
(略)						(略)									
第1〔 年 月 日から 年 月 日まで〕事業概況書						第1〔 年 月 日から 年 月 日まで〕事業概況書									
1.・2.(略)						1.・2.(略)									
3. 連結自己資本比率の状況						3. 連結自己資本比率の状況									
<table><tr><td>信用リスク・アセット算出手法</td><td></td></tr></table>						信用リスク・アセット算出手法		<table><tr><td>信用リスク・アセット算出手法</td><td></td></tr></table>						信用リスク・アセット算出手法	
信用リスク・アセット算出手法															
信用リスク・アセット算出手法															
項	目	前期末	当期末	項	目	前期末	当期末	項	目	前期末	当期末				
	(略)				(略)				(略)						
	一般貸倒引当金				オペレーショナル・リスク相当額を8％で除して得た額				一般貸倒引当金						
	内部格付手法採用金庫において、適格引当金が期待損失額を上回る額				信用リスク・アセット調整額				旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に25.0を乗じて得た額						
				オペレーショナル・リスク相当額調整額											
	負債性資本調達手段等				リスク・アセット等計(F)				負債性資本調達手段等						
	負債性資本調達手段								負債性資本調達手段						
	期限付劣後債務及び期限付優先出資								期限付劣後債務及び期限付優先出資						
	補完的項目不算入額	△	△		Tier1比率(A／F)	%	%		補完的項目不算入額	△	△				
	補完的項目(B)				自己資本比率(E／F)	%	%		補完的項目(B)						
(略)						(略)									

第 2 連結財務諸表		第 2 連結財務諸表	
1. (略)		1. (略)	
2. (年 月 日現在) 連結貸借対照表 (略)		2. (年 月 日現在) 連結貸借対照表 (略)	
(記載上の注意)		(記載上の注意)	
1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 (1)～(3) (略) (4) <u>金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項</u> (5) <u>賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項</u> (6)～(20) (略)		1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 (1)～(3) (略) (新設) (新設) (4)～(18) (略)	
2.～5. (略)		2.～5. (略)	
6. <u>当事業年度において、吸収合併対象財産の全部に、吸収合併(法第62条の3に規定する吸収合併をいう。以下同じ。)により消滅する金融機関における当該吸収合併直前の帳簿価額を付す吸収合併が行われた場合には、次に掲げる事項を注記すること（新設合併（法第62条の4に規定する新設合併をいう。以下同じ。）の場合についても同様に扱うものとする。）。</u> (1) <u>当該吸収合併直前における当該吸収合併に係る吸収合併消滅金庫(法第62条の3に規定する吸収合併消滅金庫をいう。以下同じ。)の名称、吸収合併の目的、吸収合併日及び吸収合併である旨並びに当該吸収合併後の吸収合併存続金庫(法第62条の3に規定する吸収合併存続金庫をいう。以下同じ。)の名称</u> (2) <u>合併比率及びその算定方法並びに出資1口当たりの金額</u> (3) <u>吸収合併消滅金庫から引き継いだ資産、負債及び純資産の額並びに主な内訳並びにこれらについて帳簿価額で評価している旨</u> (4) <u>会計処理方法を統一している旨。なお、複数の会計処理方法を同一の事業年度に統一できない場合には、その旨及びその理由</u>		(新設)	
7. <u>当事業年度において、吸収合併対象財産の全部に、対価として交付する現金等の時価を付す吸収合併が行われた場合には、次に掲げる事項を注記すること（新設合併の場合についても同様に扱うものとする。）。</u> (1) <u>当該吸収合併直前における当該吸収合併に係る吸収合併消滅金庫の名称、吸収合併の目的、吸収合併日及び吸収合併である旨並びに当該吸収合併後の吸収合併存続金庫の名称並びに吸収合併存続金庫を決定するに至った主な根拠</u> (2) <u>合併比率及びその算定方法並びに出資1口当たりの金額</u> (3) <u>発生したのれんの金額、発生原因、償却の方法及び償却期間</u> (4) <u>吸収合併日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳並びにこれらについて時価で評価している旨及び当該吸収合併について吸収合併対象財産の全部を対価とし</u>		(新設)	

ウ) 吸収合併契約において、当該吸収合併契約締結後の将来の事象又は取引の結果により当該吸収合併の対価として、現金等を追加的に交付し又は引き渡す旨を規定している場合には、その旨及び内容並びに当該事業年度以降の会計処理の方針

3. 〔 年 月 日から 年 月 日まで 〕 連結損益計算書
(略)

1. ~ 4. (略)

(1) 計算書類に含まれる吸収合併消滅金庫の業績の期間

6. 当事業年度において、吸収合併対象財産の全部に、対価として交付する現金等の時価を付す吸収合併が行われた場合には、次に掲げる事項を注記すること（新設合併の場合についても同様に扱うものとする。）。

(1) 計算書類に含まれる吸収合併消滅金庫の業績の期間

(2) 吸収合併消滅金庫の取得原価及びその内訳

(3) 負ののれん発生益の金額及び発生原因

7. (略)

(以下略)

(記載上の注意)

1. ~ 4. (略)

(新設)

(新設)

5. (略)

(以下略)